

第1次新大田原市行政改革大綱

(平成18年度～平成22年度)

平成18年3月

大田原市

はじめに

厳しい財政状況と高度経済成長下で肥大化した行政システムをスリムな行政体制に改革するため、国は三位一体の改革をはじめとする様々な構造改革を推進しています。平成12年4月に施行された「地方分権一括法」により、地方自治体は、自立、自己決定、自己責任のもとに開かれた自治体経営が求められています。さらに、総務省から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」により、行政改革大綱の見直し、実施計画の策定及び公表が義務付けられました。これまで本市では、庁内からなる行政改革推進本部と市民代表による行政改革推進委員会により着実な改革を進めてまいりました。

合併を機に、更なる行財政の健全運営を常に意識しながら、今後の行政課題に的確に対応していくことが求められています。硬直化した財政の改善、少子高齢社会における行政のあり方、安全・安心の地域社会づくり等々、激動する様々な社会の変化に対応し、明るい21世紀が展望できる新生大田原市を築いていくことが、行政に課せられた課題であります。

そのためには、行政改革大綱による具体的な行政改革推進のための年度別実施計画を、実効のある改革として推進することが求められます。

本大綱は、市民の理解と協力を得る必要から、大田原市行政改革推進委員会の提言等を十分踏まえ、今後五ヶ年間の行政改革の基本方針を策定したものであります。第1次新大田原市行政改革大綱により本市の行政改革が着実に推進され、行政と市民とが一体となって活気あふれる新市が築かれるものと確信しております。市民の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成18年3月

大田原市行政改革推進本部

本部長（大田原市長） 千 保 一 夫

〈目 次〉

I	策定の背景	1 頁
II	行政改革大綱の策定の必要性	2 頁
III	行政改革を推進するための取組み内容	4 頁
1	自助、互助、公助のまちづくりの推進	4 頁
2	市民サービスの見直し	4 頁
3	人事・給与制度の見直し	5 頁
4	行政体制の見直し	6 頁
5	歳入の確保と歳出の抑制	6 頁
6	公営企業等の経営健全化	8 頁
IV	実効ある改革とするために	8 頁
1	集中改革プランの策定	8 頁
2	推進体制	8 頁
3	計画期間	9 頁

I 策定の背景

本市は、昭和60年6月20日に大田原市行政改革実施本部会議を設置、昭和60年10月に行政改革大綱を策定し、組織機構の簡素化、給与及び定員管理の適正化、事務事業の見直し、民間委託の促進、OA機器を中心とした事務の効率化・合理化等の推進事項を掲げ、当面措置すべき事項及び中長期的な課題を掘り下げるとともに、その後、数度にわたる行政改革大綱の見直しを行いながら、積極的に行政改革に取り組んできました。

その間、右肩上がりの経済成長の終焉、地方分権の推進や少子高齢化の進展等時代の大きな転換期を迎え、平成11年度には更なる行政改革推進を図るために各界の代表や公募委員等からなる行政改革推進委員会を設置し、行政改革に対する提言を仰ぎながら、事務事業の見直し、定員管理及び給与の適正化をはじめとする8項目からなる平成12年度から16年度までの5ヶ年間の新大田原市行政改革大綱を策定しました。

平成12年4月には、機関委任事務制度の廃止、権限委譲の推進、行政体制の整備・確立のための市町村合併促進措置等が盛り込まれた「地方分権一括法」が施行され、国と地方自治体の役割が明確になりました。同年12月には、「行政改革大綱」が閣議決定され、地方分権を推進するための方針が打ち出され、これを受けて「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が平成17年3月に総務省から示されました。この中で、厳しい財政状況下における分権型社会システムへの転換の必要から、「行政改革大綱」の見直しと「実施計画」の公表が地方自治体に求められております。

このような中で、平成17年10月1日の湯津上村及び黒羽町との合併を踏まえ、合併後の新生大田原市の行政改革大綱の見直しに新市民の意見を反映させるため、これまでの大綱を1年延長し、平成17年度末までに新たな行政改革大綱の策定を行うものです。

II 行政改革大綱の策定の必要性

本市は、これまでの行政改革大綱に提示した措置事項の達成に努力してまいりましたが、平成17年10月1日に湯津上村及び黒羽町との市町村合併により、市民と行政との協働・連携による新生大田原市の地域づくりを進める必要があります。このためには、事務事業の再編・整理、民間委託及び指定管理者制度の推進、定員管理の適正化、経費節減等、継続して取組まなければならない課題が山積しております。

また、平成12年4月に地方分権推進一括法が施行され、「地方にできることは地方に」の国の方針のもとに、地方分権と地方自治体への財源移譲を合わせて進めることにより、地方の自立性を高め、自己決定・自己責任の原則のもとに開かれた自治体経営が求められています。

しかしながら、三位一体の改革が進む中、国からの財源移譲が遅れる一方、地方交付税の抑制、補助金の削減等による収入と支出のバランスを欠いた状態にあり、地方自治体の財政環境はますます厳しくなっております。

加えて、減速経済による市民所得の低迷、地価下落による固定資産税の減少などにより、市税を取巻く環境はより厳しいものとなり、このような状況下では政策的な経費に充てる財源の確保がますます困難になることが憂慮され、本市の財務体質を強化するためにも行政改革が必要不可欠なものとなっております。

これらの状況を踏まえ、現大綱の見直しを行い、新たな行政改革大綱のもとに、新生大田原市の総合計画ともいえる新市建設計画のキャッチフレーズ「住む人が輝き 来る人がやすらぐ 幸せ度の高いまち」を実現するために市民と協働し、平成18年度から平成22年度までの5年間の行政改革を継続して推進してまいります。

新しい行政改革大綱においては、次の6項目を行政改革の重点項目として掲げる集中改革プランを定め、強力に推進するものであります。

- 1 自助、互助、公助のまちづくりの推進
- 2 市民サービスの見直し
- 3 人事・給与制度の見直し
- 4 行政体制の見直し
- 5 歳入の確保と歳出の抑制
- 6 公営企業等の経営健全化

Ⅲ 行政改革を推進するための取組み内容

1 自助、互助、公助のまちづくりの推進

(1) 市民との協働と市民参画のしくみづくり

市民ニーズを的確に捉え、市民サービスの質の向上や業務の効率化を実現するために、市民が自らの責任で自ら行うべき役割（自助）、地域や民間の組織が協力して行うべき役割（互助）及び行政が担うべき役割（公助）とその責任を明確化し、市民との協働によるまちづくりの推進を図ります。

(2) 民間委託及び指定管理者制度の導入推進

民間委託は、類似団体の状況や民間提示の受託提案などを参考にしながら、市民にメリットが生じるような委託の可能性について検証するとともに、民間委託費用と市の直営費用との相互比較、費用対効果も見定めながら、積極的な民間委託を推進いたします。

また、民間委託にあたっては、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報保護や守秘義務に十分留意して推進いたします。

指定管理者制度の導入についても、すべての市の施設について設置目的等を再度検証し、市民サービスの向上と経費節減を図るため積極的に導入を図ります。

2 市民サービスの見直し

(1) 窓口サービスの向上

住民の利便性の向上のために常に住民と接する窓口職員の接遇を徹底し、縦割り行政の是正等により窓口サービスの向上を図ります。

(2) 情報化の推進

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法により、電子自治体への積極的

な取組みが要請されており、市民生活に根ざしたITを活用することにより、行政効率を高めながら、更なる市民サービスの向上を目指した情報化の推進を図ります。

また、情報化の推進の反面、個人のプライバシーを守る個人情報のセキュリティの確保とセキュリティポリシーを推進します。

(3) 事務事業の見直し

事務事業については、これまでも厳しく見直しを行ってきたところであります。平成17年10月1日の湯津上村及び黒羽町との市町村合併により、新市建設計画の多くの事業を推進してまいります。このためには、限られた財源を有効に活用し「幸せ度の高いまち」を目指し、すべての事務事業について、目的、妥当性、有効性、効率性等を基準に、引続き徹底した見直しを行い、再編・整理、廃止・統合を行います。

3 人事・給与制度の見直し

(1) 定員管理の適正化

数年後には団塊の世代（昭和22年～昭和25年生まれ）の大量退職を迎えることから、組織機構の見直しを継続して行い、退職者の補充については十分に検討したうえで、よりスリムな組織機構を目指し、様々な手法を活用しながら計画的な職員数の抑制に取り組んでまいります。

また、今後策定する定員適正化計画の中で平成22年4月1日現在の職員数の目標値を設定するとともに、これらを公表いたします。

(2) 職員の意欲に応えられる人事・給与制度の見直し

厳しい地域経済情勢を背景に、地方自治体の業務の性格や内容を踏まえつつ、住民の納得と支持が得られるようよう、手当全般について見直しを行うとともに、給与制度・運用及び水準の適正化について努力してまいります。

また、人事評価制度の導入により、本市においても能力本位で適材適所の

配置や能力・職責・業績が適正に反映される給与制度の実現を図ります。

(3) 人材の育成・確保

市が、市民の負託に応え、その使命を全うするためには、行政運営の一層の創意工夫が必要で、自己決定・自己責任のもとに新たな行政課題や市民ニーズの変化に対応できる職員を育成するとともに、職員一人ひとりが、公務員としての使命感をもって新しい課題や目標に対し、自ら学ぶという自己研鑽意識を涵養し、目的達成のため意識の高揚を図ります。

市民の立場に立った行政を推進するためには、従来の人事研修に加え、より身近な職場研修が重要になってくることから、管理監督者研修の充実と次代を担う若手職員の市民ニーズに対する豊かな感性と創造的能力を発現するための職員研修を行います。

4 行政体制の見直し

(1) 組織機構の見直し

新たな行政課題や多様化する市民の行政ニーズに対応するために、市民との協働による行政推進の精神をもとに、時代にあった弾力的な組織機構づくりに向けた見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルドの方針に基づき、行政のスリム化を目指しつつ柔軟かつ合理的な組織の構築を行います。

(2) 外郭団体（第3セクター）の見直し

経済成長期に機能を発揮してきた土地開発公社等は、現状における先行取得の必要性も低くなってきています。こうした背景から、公社等を含めた外郭団体（第3セクター）全般について見直しを行います。

5 歳入の確保と歳出の抑制

(1) 歳入の確保

地方公共団体が、真の地域の担い手となり、行政活動の自主性を発揮し、自立性を高めるには、安定した財源の確保が必要であることから、住民負担の公平の確保、受益者負担の原則に従い、財源の見直しを行い、財政の健全化を図ります。

○市税等の徴収率の向上

市税、国民健康保険税等は、地域経済の低迷、企業のリストラ、倒産などの厳しい納税環境下にあるなかで、自主財源の確保のために夜間徴収、一斉徴収、県税事務所等との合同徴収及び徴収の民間委託など徴収体制の強化を図りながら、適時に滞納整理を実施するなどして徴収率の向上に努めます。

○使用料・手数料の見直し

受益者負担の原則に従い、適正な使用料・手数料について原価計算方式により見直しを行います。

(2) 歳出の抑制

○経常経費の削減

市町村合併後の人件費・物件費・扶助費などの経常経費について総点検を行い、経費の節減と見直しを行います。

○補助金等の整理合理化

全ての市補助金について補助期限を設定し、補助対象事業、補助金の額、補助率等について検証を行い、必要不可欠と認められる事業に対し、適正な補助金を交付してまいります。

また、新規事業に対する補助については、スクラップ・アンド・ビルドの精神を徹底していきます。

(3) 適正な財産管理

長期保有土地については、市民ニーズも踏まえながら、公共・民間を含めた土地の有効活用を図り、将来においても利活用計画のない土地については、民間への払い下げを含めて検討し、効果的な処分を行います。

6 公営企業等の経営健全化

市町村合併に伴い上下水道の地域等が拡大することから、特別会計の経営基盤の強化を図り、経営状況及び料金対象経費を的確に把握し、経営の合理化、料金水準の適正化等により経営の健全化を推進します。

また、現在提供しているサービスの必要性を検証し、民間委託の推進、事務事業の見直し等を進めるとともに、民間的経営手法の積極的な導入に努めます。

IV 実効ある改革とすために

1 集中改革プランの策定

行政改革大綱に基づき、年度別の具体的取組み事項を集中改革プランとして「行政改革実施計画」にまとめ、計画的に行政改革を推進してまいります。

なお、実施計画の所管課は、実施年度や数値目標を可能な限り設定し、現実的な行政改革を計画的に推進いたします。

2 推進体制

(1) 進行管理

職員は「全体の奉仕者」という公務員の原点に立ち、全庁的な意識の共有化と職員一人ひとりの意識改革を図るとともに、自覚を持って行政改革を全庁的に推進するために、庁内組織である市長等の特別職及び各部課長等による行政改革推進本部において進行管理を行います。

(2) 行政改革に対する助言と提言

市の外部における行政改革推進のための組織として、市内各界代表者及び公募委員等で構成する大田原市行政改革推進委員会から、市の行政改革の取組みに対して積極的な助言及び提言をいただき、行政改革を積極的に進めていきます。

(3) 実績の公表

年度ごとの行政改革の進捗状況について、大田原市行政改革推進委員会、市議会等へ報告するとともに、市広報により積極的に市民に公表いたします。

3 計画期間

平成18年度～平成22年度までの5年間を推進期間とします。